

# 一般社団法人 全国船舶無線協会

## 新規入会者の入会手続基準

第1条 この基準は、定款第6条第2項による入会手続の細目について定めることを目的とする。

第2条 入会希望者は、次の条件を満たしていることを必要とする。ただし、定款第5条第1項で定める通常会員であつて船舶無線工事業を営まない入会希望者には、第1項及び第4項の規定を適用しない。

1. 船舶無線工事業を営んでいること。
2. 店舗をもつていること。
3. 別表に定める測定器類のうち、事業に必要なものを保有又は借用できること。
4. 船舶無線工事技術者が1名以上いること。

第3条 入会希望者は、次の書類を整えて支部長に提出するものとする。

1. 入会申込書（様式第1号）
2. 経歴書（様式第2号）
3. 備付測定器類一覧表（様式第3号）
4. 誓約書（様式第4号）
5. 推せん書（様式第5号）

第4条 前条の推せん書は、同一地区の通常会員又は地区会員（以下、「会員」という。）1名（同一地区に会員がいないときは、地区を拡大してもさしつかえない。）以上の推せん者によつて作成されたものであることを要する。

前項の推せん者は、新規入会者の将来の協会活動および会費納入等について、連帯して責任を負わなければならない。

第5条 支部長は、入会申込書の提出を受けた場合は、支部運営委員会を開き入会の可否について協議するものとする。

支部長は、前項の支部運営委員会を開くに当り必要があると認めるときは、現地におもむき実情を調査する。

第5条の2 支部長は、第2条に定める条件を満たす入会希望者であつて、第4条第1項に定める推せん書を提出することができない者がいるときは、その原因を調査し、支部運営委員会の議を経て、相当の期間を定め、その原因を除去するため適切な措置を講ずるものとする。

支部長は、前項の相当期間を経過し、かつ、当該入会希望者の入会を認めることが妥当であると認められるにもかかわらず、なお推せん書の提出が不可能な状況にあるときは、支部運営委員会の議を経て、当該入会希望者の入会の可否を支部全体会議に付議することができる。

支部全体会議において、当該入会希望者の入会を可とする決定をしたときは、第3条第4号

の推せん書は、支部全体会議の決議をもつて代えることができる。

第6条 前2条により入会を可とすることを決定したときは、支部長は理事会の入会承認を求め  
るため関係書類を一括して会長へ送付するものとする。

第7条 理事会は、会長から提出せられた前条の書類により入会承認の可否を決定する。

第8条 入会希望者が会員たる資格及び権利を取得する日は、理事会の承認を得、入会金を納入  
した日とする。

第9条 会長は、理事会が入会を承認したときはその旨入会希望者に通知し、入会金の納入をま  
って直ちに会員の証（様式第6号）を発行し、入会者あてに直送するほか、支部長あてに入会  
が承認された旨文書をもつて通知するものとする。

#### 附 則

この基準は、昭和42年10月19日から実施する。

この基準は、昭和49年2月21日から実施する。

この基準は、昭和52年9月8日から実施する。

この基準は、昭和56年4月1日から実施する。

この基準は、平成22年6月21日から実施する。

この基準は、一般社団法人全国船舶無線工事協会の定款施行の日（平成24年4月1日）から施行  
する。

附 則 （平成25年3月15日）

この入会手続基準は、本会と水洋会の統合の日（平成25年7月1日）から施行する。

附 則 （平成25年6月20日）

この入会手続基準は、平成25年7月1日から施行する。

附 則 （平成27年3月19日）

この基準は、平成27年3月19日から施行する。

## 別 表

## 備え付けを要する測定器類の種類及び規格（第2条参照）

## (1) 周波数測定器

整備する対象の無線局に割り当てられている周波数帯（以下「割当周波数帯」という。）の周波数を測定できるものであつて、測定確度及び分解能は下表に示すものであること。

用 途	測定確度	分解能
GMDSS 対象送信設備 (MF/HF)	$5 \times 10^{-8}$ 以上	1 H z
遭難自動通報設備 (EPIRB)	$5 \times 10^{-7}$ 以上	1 H z
レーダー	$2 \times 10^{-4}$ 以上	1 M H z
その他の送信設備	$5 \times 10^{-7}$ 以上	1 H z

## (2) オシロスコープ

オシロスコープの垂直軸周波数特性は5 M H z 以上であり、かつ、割当周波数帯の周波数のA 2 A、H 2 A、A 3 E 及びH 3 E 電波の変調度又はキーイング波形等を正確に測定できるものとする。

## (3) 回路試験器

J I S - A 級に適合するもの又はこれと同等以上のものであること。

## (4) 各種電圧計及び電流計

測定及び整備に必要な1.5級以上の直流及び交流用の各種電圧計、電流計であること。ただし、J I S - A A 級に適合するもの又はこれと同等以上と認められる回路試験器をもつてこれに代えることができる。

## (5) 絶縁抵抗計

定格電圧が500ボルトであり、かつ、J I S に適合するもの又はこれと同等以上のものであること。

## (6) 工具

測定及び整備に必要なものであること（巻尺を含む。）。

## (7) 各種電源

ア 測定用電源は、各種測定器を同時に動作させるに必要な電圧及び十分な容量を有するものであること。

イ 整備用電源は、レーダー、27 M H z 帯、40 M H z 帯及び150 M H z 帯等の無線設備を動作させるに必要な電圧及び十分な容量を有するものであること。

## (8) 空中線電力計

27 M H z 帯、40 M H z 帯及び150 M H z 帯あるいは400 M H z 帯の無線設備の測定に使用するものは、CM型空中線電力計であつて、インピーダンスが50オーム

又は75オームで、かつ、測定誤差が10パーセント以下のものであること。

(9) 擬似空中線

27MHz帯、40MHz帯又は150MHz帯あるいは400MHz帯の無線設備の測定に使用するものは、インピーダンスが50オーム又は75オームのものであり、かつ、十分な電力容量を有するものであること。

(10) ストップウォッチ

レーダーの測定のみを使用するものは、通報の送信時間、休止時間又は動作時間を容易に測定でき、かつ、10分の1秒が測定できるものであること。

(11) GMDSS測定器

衛星非常用位置指示無線標識、捜索救助用レーダートランスポンダの測定に使用するものは、十分な精度を有するものであること。

# 入会申込書

一般社団法人 全国船舶無線工事協会

会 長 殿

私は、一般社団法人全国船舶無線工事協会の 通常会員 地区会員 として入会したいので、別紙経歴書等を添えて申し込みます。

平成 年 月 日

(郵便番号)

住 所

(ふりがな)

事業所名

電話番号

(ふりがな)

代表者名

主な事業種目

申込者氏名



# 経 歴 書

代表者氏名



1. 会 社 名 (または事業所名)
2. 主な営業所 所在地 (郵便番号) 電話番号 (FAX・e-mail)
3. 代表者および役員 役職名 氏名
4. 営業の沿革 創業年月 営業年数 転廃業 (休業) の期間
5. 営 業 種 目
6. 職 員 数 (技術 名) (事務 名)
7. 主な仕入先
8. 協会活動の担当者名 所属 電話番号 (FAX・e-mail)



# 誓約書

平成 年 月 日

一般社団法人 全国船舶無線工事協会

会 長 殿

入会申込者 住 所

氏 名 ①

私は、貴会入会のうえは、定款その他の諸規則に従い、いやしくも会の目的に反する行為または会員に迷惑を及ぼすような行為は一切行なわず、積極的に協会活動に協力し、万一違反した場合は、除名されても異議を申し立てないことを誓います。



# 推 せ ん 書

平成 年 月 日

一般社団法人 全国船舶無線工事協会

会 長 殿

推せん者 住 所

氏 名 ⑩

当協会に入会申込をされた下記の方は、会員としてふさわしいものと認めますので推せんいたします。

なお、本人が協会活動に協力せずまたは会費を納入しない等会員としてふさわしくない行動をした場合は、私の責任において保証いたします。

記

入会申込者 住 所

氏 名

第

号

# 会員の証

右の者は本協会の会員

であることを証明します

平成 年 月

一般社団法人全国船舶無線協会 印